

## 次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ（第11回）議事要旨

日時：平成28年7月13日（水）10時00分～11時30分

場所：経済産業省本館9階 西8共用会議室

### 出席委員

森座長、今村委員、笠井委員、栗原委員、小松原委員、高崎委員、辻委員、津下委員、丹羽委員、古井委員、守殿委員、山本委員

### 議題

アクションプラン2016の進捗状況について

- （1）健康・医療情報等を活用した行動変容サービスの実証について
- （2）健康経営の取り組みに係る顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人認定制度）について

### 議事概要

- ・健康経営優良法人認定制度について、中小企業ならではの特徴が加点される認定項目があっても良いと思う。
- ・また、各業種、法人毎に抱える課題が違うことを加味した評価基準にしてはいかがか。
- ・長時間労働者対策について、長時間労働者がいないという事自体が非常に良い事なので、それをもって認定基準をクリアしたと捉える方が良い。メンタルヘルスも同様のことが考えられる。
- ・メンタルヘルスの人がいないから不調者対策を行わなくて良いというわけではなく、多様な病気にかかった従業員の両立支援が重要であり、その中の一つがメンタルヘルスであるということをマニュアル等に記載し、どの企業にとっても不調者対策は必要だと認識してもらえるようにすべき。
- ・大規模法人について、500社以上の健康経営優良法人を認定するであれば、中小規模法人の数もそれに比するか、それ以上を目指せる認定基準が良い。
- ・中小規模法人部門について、中項目によっては3分の1以上実施すれば良いというものもあるが、基準点が低いのではないかという印象を持った。
- ・概ね、今回事務局が示した基準で実施していき、今後、定期的に見直しを行っていけばよいのではないか。
  
- ・特に中小規模法人の認定を広げるため、認定を受けた企業が、どういうメリットを受けられるのかを明確にすべき。
- ・健康宣言活動の実施状況と関連するインセンティブ措置について、地域格差が生まれている。都道府県ごとの申請率を上げる等、周知が重要。
  
- ・今まで健康経営を実施してこなかった法人にマニュアルを読んでもらうことで、こうい

う取り組みをすれば良いのだという気付きに繋がる。マニュアルは、そういう意義も踏まえて作成していただきたい。

- ・ 中小規模法人においては、メンタルヘルス、過重労働、ワークライフバランス等に関して、経営者が日頃から従業員とコミュニケーションを取り、早く感知し、対応する等、経営者の役割が強い。そういった取り組みも評価できるような例示のあるマニュアルがあればいいと思う。
- ・ 高齢者施設を回っていると、「健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)」の作り方が分からないと聞く。例えば、腰痛、不眠症など、それぞれが健康課題と思う所に、まず特化して目標を立てていけば良い等、マニュアルに記載してはいかがか。
- ・ 健康経営優良法人の評価項目について、ストレスチェック、メンタルヘルスは多くの中小規模法人で実施されていないように思う。評価項目全体の印象として、小さな事業所ではなじまない項目もあると思われるため、マニュアルの作成時にはご配慮頂きたい。